

## お問い合わせ窓口

まずは経営課題に添った認定支援機関を検索!!

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm>

### 地方経済産業局

北海道経済産業局 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 Tel:011-709-3140	北海道
東北経済産業局 中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 Tel:022-221-4922	青森、岩手、宮城 秋田、山形、福島
関東経済産業局 中小企業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 Tel:048-600-0296	茨城、栃木、群馬 埼玉、千葉、東京 神奈川、新潟、長野 山梨、静岡
中部経済産業局 中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 Tel:052-951-2748	愛知、岐阜、三重 富山、石川
近畿経済産業局 創業・経営支援課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 Tel:06-6966-6014	福井、滋賀、京都 大阪、兵庫、奈良 和歌山
中国経済産業局 中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 Tel:082-224-5661	鳥取、島根、岡山 広島、山口
四国経済産業局 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 Tel:087-811-8529	徳島、香川、愛媛 高知
九州経済産業局 中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 Tel:092-482-5447	福岡、佐賀、長崎 熊本、大分、宮崎 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 Tel:098-866-1755	沖縄

### 中小企業庁

経営支援課 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL.03-3501-1763



# 多様化・複雑化する経営課題を 解決するための

## 「経営革新等支援機関」

### の認定制度ができました



# 経営革新等支援機関とは

## 経営革新等支援機関

中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門的知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定することで、**公的な支援機関として位置付け**られています。

## 多岐多様な専門家を認定

金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を認定。  
中小企業に対して**チームとして専門性の高い支援事業**を行います。

# こんな悩みを抱えている方、ご相談下さい!

## 1 自社の経営を「見える化」したい

企業に密着した、きめ細かな経営相談から、財務状況、財務内容、経営状況に関する調査・分析を行います。



## 2 事業計画を作りたい

経営状況の分析から、事業計画等の策定・実行支援を行います。  
また、進捗状況の管理、フォローアップを行い、中小企業の経営支援の充実を行います。

## 4 専門的課題を解決したい

海外展開を考えている、知財管理が不安・・・。  
専門的な知識が必要な場合には、**最適な専門家を派遣し、経営革新等支援機関と一体となって支援**します。

※(独)中小企業基盤整備機構から派遣されます。

## 3 取引先を増やしたい 販売を拡大したい

経営革新等支援機関のネットワークを活用して、新たな取引先の増加や販売の拡大に向けてお手伝いします。

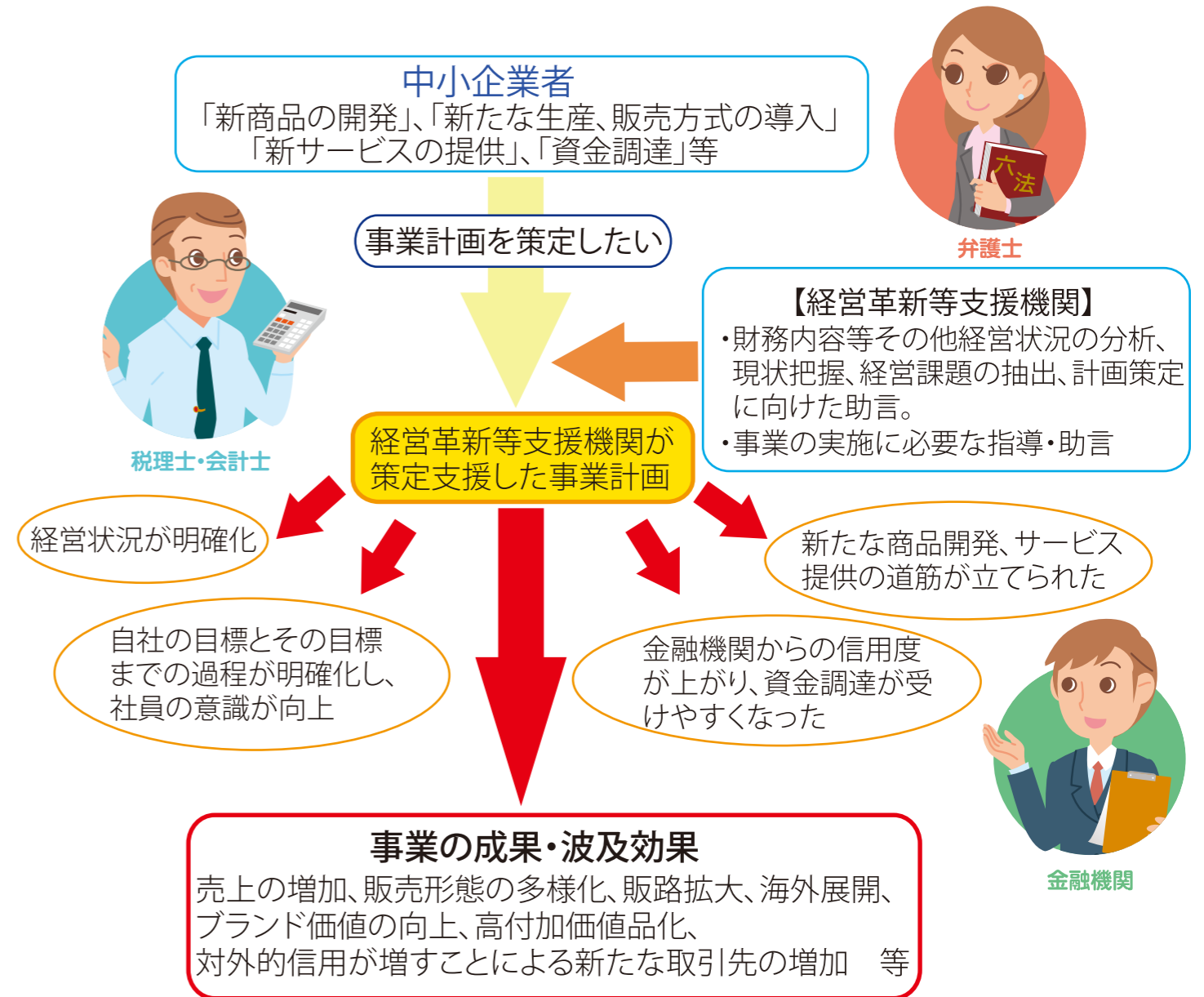
## 5 金融機関と良好な関係を作りたい

計算書類の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります。

信用保証協会の保証料が減額されます

経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の実行と進捗の報告を行うことを前提に、信用保証協会の保証料が減額(▲0.2%)されます。

# 経営革新等支援機関の支援を受ける効果



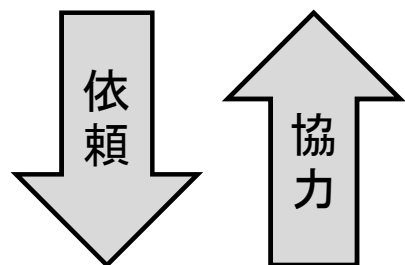
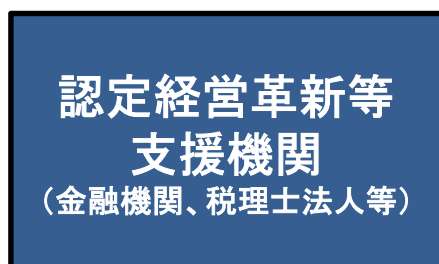
## 経営革新等支援機関への手数料

経営革新等支援機関の行う支援業務の手数料は、経営革新等支援機関と調整していただきます。

# 中小機構の認定経営革新等支援機関に対する協力業務概要

平成24年10月  
中小機構

- 中小機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行います。
- 具体的には、中小機構の各地域本部での窓口相談や出張相談(専門家等の派遣)のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行います。



## <中小機構の協力業務>

### ①地域本部の相談窓口でのアドバイス、情報提供<無料>

全国9カ所にある中小機構の地域本部では、経営上の様々な課題を気軽に相談できる相談窓口を設け、企業支援の経験豊富な専門家が常駐して、経営に関するご相談に応じています。また、経営に役立つ各種の情報も提供しています。

### ②地域本部の出張相談(専門家等の派遣)<無料>

認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家等の派遣による出張相談でのアドバイスをを行います。1支援業務につき、最大3回を限度に派遣します。

### ③上記①又は②の実施後、支援中小企業者が希望した場合には、中小機構の様々な既存支援ツールを活用した支援を検討<一部支援ツールは有料>

## <依頼手続等>

### ①地域本部の相談窓口でのアドバイス、情報提供

原則「事前予約制」となっております。中小機構の各地域本部にご連絡いただき、所定の申込書をご提出下さい。

### ②地域本部の出張相談によるアドバイス(専門家等の派遣)

中小機構の各地域本部にご連絡いただき、所定の申込書をご提出下さい。

### ③既存支援ツールを活用した支援

各種支援ツール毎の手続きにより実施いたします。

※手続きの詳細については、中小機構地域本部又は本部の担当課にお問い合わせ下さい。

## 中小機構の協力業務に関する留意事項

- 相談内容が不明確な場合、中小機構では対応困難な場合、他機関からの申込みが多数来ている場合等、ご希望に沿いかねることがあります。
- 1支援業務に対する対応回数に限りがあることをご了承下さい。
- 中小機構の既存支援ツールを活用した支援は、お申込みいただいた後、一定の手続きを踏まえて支援の決定をいたします。場合によっては他の支援メニューをご紹介することもあります。
- 中小機構は、認定経営革新等支援機関や中小企業者の依頼内容に応じて、他の中小企業支援機関や中小企業支援策等と連携した支援を行います。
- 中小機構の助言等は、認定経営革新等支援機関が行う支援業務をサポートするものです。中小機構の助言等に関して、認定経営革新等支援機関又はその支援先の中小企業者に仮に損害が生じても、中小機構はその責任を負いかねます。